

取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

1. 取締役会実効性評価の実施概要について

弊社では、取締役会の実効性の維持・向上、ガバナンスの高度化を目的に以下要領にて取締役会実効性評価を実施し、その結果の概要を開示することとしております。

2021年度においては、以下の要領で実施し、2022年1月の取締役会にて審議いたしました。

対象者	2021年12月1日時点での全取締役及び監査等委員である取締役（計8名）
調査手法	アンケート方式（無記名式） 各設問択一方式及び自由記述
調査項目	以下の8つの大項目毎に個別設問を設定（設問数 計20） (1) メンバー構成 (2) 開催頻度 (3) 発言 (4) 付議事項 (5) 意思決定としての役割 (6) 情報提供 (7) モニタリング (8) 内部統制
集計・評価方法	取締役、監査等委員である取締役別に事務局（社長室）がアンケート結果を集計し、取締役会にて評価決定および課題確認

2. 評価結果の概要について

(1) メンバー構成

取締役会の構成人数や社外役員の割合、構成員の多様性等は概ね適切であると評価しておりますが、今後の課題として、ジェンダー平等や国際性を踏まえた体制を検討する必要があると認識しております。

(2) 開催頻度

取締役会の開催頻度や、その運営は概ね適切になされていると評価しております。

(3) 発言

取締役会での発言の数や内容は概ね適切になされていると評価しております。

(4) 付議事項

取締役会で審議すべき事項やそのタイミング、付議事項についての審議等は概ね適切になされていると評価しております。

(5) 意思決定としての役割

迅速かつ柔軟な意思決定や関連当事者との間の利益相反の管理等は概ね適切になされていると評価しております。

(6) 情報提供

取締役・取締役監査等委員による情報入手機会等は概ね適切になされていると評価しておりますが、十分な検討・審議を行うため事前の資料提供時期は可能な限り早めるべき課題と認識しております。

(7) モニタリング

経営戦略・経営計画、経営者報酬体系や経営者の業績評価の構築等は概ね適切になされていると評価しております。2021年1月に任意の指名報酬委員会を設置し、経営者報酬体系は今後さらに議論が深まると考えております。

(8) 内部統制

内部統制の基本方針をもとに概ね適切になされていると評価しておりますが、今後も形式的な報告にとどまらず、本質的な議論を実施し、グループ内への周知徹底を行うことが重要であると認識しております。

以上